

病院実習に関する契約書

_____ (以下「甲」という) といまきいれ総合病院 (以下「乙」という) は、甲の実習生が乙において実習を実施するにあたり、下記の通り契約を締結する。

記

第1条 (実習の対象等)

実習の対象等は、次のとおりとする。

- ① 学校名 _____
- ② 実習期間 _____年____月____日から_____年____月____日までの期間 (____週間)
で、甲乙が協議して定める学修時間
- ③ 実施場所 公益社団法人昭和会 いまきいれ総合病院 (鹿児島県鹿児島市高麗町 43 番 25 号)
- ④ 実施方法 別に定める臨地実習内容により実施する。

第2条 (実習教育費)

甲は乙に対し、実習教育費として、1人あたり1日_____円を支払うこととする。ただし、その規定がない場合は甲乙協議して定めた費用を負担する。

- 2 実習に係る光熱水費、その他実習にかかる費用については、甲乙間の実習責任者間の話し合いにて決定する。

第3条 (実習教育費の支払)

甲は、実習終了後 30 日以内に別紙「実習教育費の振り込みについて」を作成し、乙の実習責任者に送付の上、指定の銀行口座に振り込む方法にて支払うものとする。振込手数料については、甲が負担する。銀行口座は、後に渡す「学生実習の手引き」に掲載する『実習教育費の振り込みについて』を参照する。

第4条 (契約解除等)

甲は、乙がこの契約に違反したとき、またはそのおそれがあることが明らかなきときは、この契約を解除、または変更し、既に支払った実習教育費の全部または一部の返還を請求することができる。

第5条 (院内感染事故防止)

院内感染事故防止のため、甲の実習学生は、実習開始前に各種 (麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎) の抗体検査を実施し、抗体価の有無を確認する。また、患者と直接接触する学生あるいは血液・体液曝露のリスクのある実習・研修の場合は、B型肝炎 (HBs 抗体) の検査も併せて実施する。

- 2 甲は、当該実習生の抗体価およびワクチン接種歴等の感染情報を管理する。甲は、乙の求めがある場合、当該実習生の感染情報を速やかに開示するものとする。
- 3 本契約書に定める実習にあたっては、実習前に各種ワクチンの接種を推奨する。また、実習生の健康状態に問題が生じた場合には、甲乙双方は協議の上、実習生の実習を中断または中止することができる。

第6条（個人情報の取扱い）

実習の実施にあたって、甲乙双方は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号および厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」)に従い、乙の保有する患者をはじめとする個人情報等、ならびに実習生の個人情報等の漏えいなどが生じないように、情報を適正に管理する。

- 2 甲は実習生に対し、実習終了後も乙の保有する個人情報等の保護を徹底するよう指導監督する。
- 3 乙は、実習終了後も実習生の個人情報等を適正に管理する。
- 4 甲乙双方は、実習の実施にあたって知り得た他人の個人情報等について適正に管理する。

第7条（法人機密情報の保護）

本契約における乙の法人機密情報とは、以下の情報をいう。

- (1) 乙の経営および事業運営に関する情報で公知でないもの
 - (2) 公知であっても、第三者に提供されることによって乙の権利利益が損なわれるおそれのある情報
- 2 甲は、実習の実施にあたって、乙の法人機密情報の漏えいなどが生じないように、法人機密情報の保護について実習生に説明文書をもって適切な指導をするとともに、実習終了後も法人機密情報の保護を徹底するよう指導監督する。

第8条（損害賠償）

実習生の故意または重大な過失により、乙に事故、器物破損、機密情報漏洩当の損害を与えた際には、甲は乙に対して、実習生と連帯してその賠償の責を負うものとする。ただし、その損害が乙の責めに帰すべき理由により生じた場合はこの限りではない。

- 2 実習生の故意または重大な過失により、甲乙以外の第三者に心身的または物的損害を与えた場合は、甲もその当事者として誠意をもってその対応にあたるものとする。
- 3 賠償負担の割合および求償については、甲乙協議の上決定するものとする。

第9条（誓約書の提出）

第6条～第8条に掲げる事項について、甲の実習生は別紙「実習・研修に関する誓約書」の内容を十分に理解し、誓約書に署名捺印の上、乙に提出するものとする。甲は、乙の求めがある場合、当該誓約書を開示するものとする。

第10条（実習生の疾病および傷害）

実習生の実習期間中における疾病および傷害、または実習を原因として実習後に生じた疾病および傷害については、乙の故意または過失による場合を除き、甲の責任において対処するものとする。

第10条（実習の中止）

甲または乙は、実習生が以下に示す事項に該当すると判断したときは、甲乙協議の上、実習生の実習を中止させることができる。

- (1) 乙の定める諸規則・心得等に違反した場合
- (2) 乙の施設内の秩序あるいは規律を乱した場合
- (3) 個人情報等の保護に関して問題があった場合
- (4) 乙の法人機密情報の保護に関して問題があった場合
- (5) 実習態度の不良などにより実習の目的を果たし得ない場合

(6) 実習期間中に生じた疾病・傷害等により長期欠席した場合

(7) 乙による実習指導の継続が不可能となった場合

(8) 乙と実習生との間に解決しがたい問題が発生した場合

2 前項の(6)、(7) または(8)の理由により実習の継続が不可能になった場合は、実習教育費に関して甲乙協議の上、解決するものとする。

第11条 (実施調査等)

甲は必要があると認める際には、この契約事項の実施の状況について随時実地に調査、または乙に対して所定の報告もしくは資料の提出を求めることができる。

第12条 (協議)

この契約に定めのない事項で約定する必要があるが生じた際、またはこの契約に関する事項について疑義が生じた際には、甲と乙の協議のうえ定める。

以上、本契約の成立を証し、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 住 所 :

施設名 :

代表者 : _____ 印

(乙) 住 所 : 鹿児島県鹿児島市高麗町 43 番 25 号

施設名 : 公益社団法人昭和会 いまきいれ総合病院

代表者 : 院長 濱崎 秀一 _____ 印